

## 広島県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第二百九十三号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 施行者の名称  
東広島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
東広島都市計画公園事業
- 六・五・一号 東広島運動公園
- 三 事業施行期間  
昭和六十年十一月二十八日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 収用の部分  
広島県東広島市西条町大字田口字大幡、字三升原及び大字郷曾字川東  
使用の部分  
なし